

策推進本部というものを設置いたしました。この六月に取りまとめをしたいということで、今検討をしているところでございます。

このハートビル法や交通バリアフリー法をできればもう一本化して、国土交通省も一本化しましたので、一本化して、本場に駅、交通機関、町づくり、全体を包含するようなバリアフリー化、またユニバーサルデザインに基づき、考え方に基づく整備をどう進めていくか、その辺のところの骨格を今議論をさせていただいております。しっかりと推進をさせていただきたいと思っております。

加藤敏幸君 最後に予備質問として改正ハートビル法というシートがあったわけですけれども、大臣の方から先に答弁をいただきましたので、私の質問は以上をもって終わりたいと思っております。

ありがとうございます。
神本美恵子君 民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

残された時間、わずかでございますので、もう早速入らせていただきます。

今日、私は、警察不正経理問題一点に絞って、国家公安委員長、警察庁の方に、それから時間ができるだけ時間内に済むように、会計検査院の方も院長おいでいただいておりますので、御質問させていただきます。

昨年末のこの決算委員会のスタートに当たって

昨年の会計検査報告の中で警察問題については特定検査対象事項として掲記されておりました。それについて、掲記された内容は北海道、福岡県警のことが主だったかと思いますが、その後新たにでてきた問題として、やはり内容的には同じような手口で行われている愛媛県警の問題でございます。

今日お手元に委員の皆さんにも、愛媛県警本部が内部調査をいたしました調査結果報告書というのを、ちょっとページ数が多かったんですけども、皆さんにもお配りしています。これ、今すぐ読んでいただいても時間がないんですけども、私これを一読しまして、大変疑問点、矛盾点、何か所も見付けてしまいました。当然、国家公安委員長もお読みになっていただいていると思っておりますけれども、その一つ一つ本当はこれはどうなんだどうなんだとやりたいんですけれども、相手は県警本部です、愛媛県警ですから、それは存せぬ、知らぬと言われれば意味がありませんので、指摘をまずしたいと思っております。

まず一点、この報告書の随所に「使用頻度の高い店舗」云々という文言があります。委員の皆さんにお配りしています、まず二ページ、この愛媛県警大洲警察署の捜査費執行調査なんです、この(一)、アのところに、捜査費の執行は三千四百八十一件、千四百二十万四千四百四十八円

あるんですけども、この中で「使用頻度の高い店舗のもの、当該店舗において使用されている領収書との照合等を調査した。」というふうに書かれています。その下の方にも、調査結果ア、(ア)の三行目のところにも「使用頻度の高い店舗に対する聴取及びこれらの当該店舗において使用されている領収書との照合を行った」というふうに、なぜその使用頻度の高い店舗五店だけを対象にしたのかという疑問がまず浮かびます。すべての領収書を確認すべきではないか。その領収書の店が実在するのかとか、協力者が本当に受け取ったのかということをやるべきなのに、こんな調査だからやっぱり駄目なんじゃないかというふうに、まあ結論付けるの早いんですが。

二つ目の問題は、三ページの(エ)と(オ)のところに書かれているんですが、このゴム印で作った偽領収書のことを「白地の領収書」というふうにこの中では使っておりますけれども、(エ)のところに「その際に白地の領収書を渡された上、これに金額及び日付を書き込むように言われ」というふうに記述されています。これはもう明らかに組織的にこの白地の領収書を使って偽領収書が作られたということがこのことで分かると思っておりますけれども、これについて、そのすぐ下に、署長、副署長は「偽領収書が使われ、事実と異なる会計書類が作成されていたことを知らな

かった。」ということがその下にも書いてござい
ます。年度、十一年から十三年、十四、十五年、
いずれも署長、副署長は「知らなかった。」とい
うふうに書かれています。それから、署長、副署
長が知らずにこういう偽領収書が作られるとい
うことがわかには皆さん信じ難いではないかと
思います。

また、その次の四ページの一番最後に、「関係
者から聴取を行ったが、これらのゴム印を使用し
て、誰が、いつ、どこで白地の領収書を作成し
たのかについて、確認できなかった。」でも、現に、
先ほど読んだところでは、白地領収書を渡され、
上司から渡されて作りましたという供述といま
すか説明が記述されているのに、だれが作ったか
分からないというのは、私、これは非常に矛盾し
ているんじゃないかなと思いますのが二点目。
三点目が、この調査の聞き取り対象者が警察の
捜査員とか会計担当者に限られているのではない
か。幾つか店舗にも、店舗の方にも聞いたとい
うふうに書かれています。その店舗は文房具店と
かゴム印店のようにあつて、領収書を発行した、
偽領収書を発行したふうになっているその店舗に
は当たっていない、それから協力者にも当たって
いないのではないかと。それでは完全な調査とは
言えないのではないかと。

四点目、ここが一番大きいんですけども、三

ページの(ウ)のところ。先ほどお読みした
ところの上(ウ)の一番最後のところに、「い
ずれも捜査費として執行されたものと認められ、個
人的利得を疑う事実は認められなかった。」と
早々に結論付けていらつしやいます。ところが、
今日ちょっともう一つ、県の、愛媛県の監査報告
が出ております。その中には、個人的流用がな
ったといふふうなことは結論付けられないと、こ
れとは全く違う結論が出ている。そのことは今日
ちょっと御紹介できないんですけども、そとい
うような県の内部監査が行われております。

これについて、委員長、どう思いますかとい
うことを聞きたいんですけども、もう時間がありません
ので、こんなこと、こんな内部調査が去年の九月
十七日に結果が出て、そして今年の一月二十日に
現職の警察官の方が、先ほど山本委員からも御質
問がありましたけれども、実名を公表して顔も出
して内部告発をされました。その方は、その四日
後には異動、配転になって、報復人事ではないか
という、この疑いもまた別の機会に明らかにした
と思いますけれども、そういう新たな事態が起
きていますけれども、国家公安委員長、この愛媛
県警本部の内部の調査と、それからその後内部告
発が起きた、この新たな事態が起きて、国家公安
委員会としてきちつと警察庁に指示をして再調査
をすべきではないかと思えますけれども、いかが

ですか。

国務大臣(村田吉隆君) 前段の、まず、御質
問が二点ございましたから、それにお答えを申し
上げたいと思います。

この愛媛県警による昨年九月の時点での調査報
告書でございますが、これは愛媛県内で報道がこ
ざいまして、それに基づいてこの大洲署の問題、
会計経理の不正執行の問題ということで、それを
明らかにするために調査が行われたと、こつこつ
ふつに私は考えておりまして、そういう問題点を
絞ったところの調査であつたということござい
ますが、その報道の事実関係を明らかにするため
に、愛媛県の公安委員会の指導の下に愛媛県警が
調査を行ったと、こつこつに私は考えている
わけでございます。

二点目でございますが、二点目は、現職警官が
内部告発をしたと、こつこつなことでございますが、
事実関係を、まず本人にも御協力をいただいて、
現職警官が言っていることにつきましまして、こつ
こつとした調査を行うということが必要だと私は考
えているわけでございます。

最後の点でございますが、国家公安委員会とい
たしましては、昨年の四月に国家公安委員会規則
を改正いたしました会計監査をすると、こつこつ
ことになっておりまして、昨年も全国的に会計監
査をしているわけでございまして、その結果の報

告についてはやがて私どものところに報告がある
と、こつこつに思いますので、国家公安委員
会としては、会計監査にしますその報告を聞い
た上で、一層更に、警察庁に対しまして、会計執
行の適正化について我々としての指示、あるいは
改正すべきことがあればなお我々は厳しく指導を
していきたいと、こつこつに考えているわけ
であります。

神本美恵子君 国家公安委員会規則を改正して
昨年四月からまた監査を充実しているというお話
でしたけれども、それをもつてもこつこつ内
部監査しか、監査といいますが、内部検査しかで
きてないということを私は申し上げているんで、
何にも前進してないというふうに思いますが、こ
れはもう公安委員長に聞いてもしようがないので
警察庁の方にお伺いしますけれども、県の監査委
員の報告を読みましたら、愛媛県警の対応が余り
にもひどいです。

今日、時間がないんで本当にまたの機会にしな
きゃいけないんですが、まず新聞報道等でも、そ
れから先ほどの山本委員もおっしゃいましたけれ
ども、開示された資料が九割は非開示だったとか
ほとんどマスキングされていたとか、聞き取りの
協力者への聞き取りは全然協力してもらえなかつ
たとか、そういう県警の対応に基づいて監査報告
を監査委員の方から出されているんですが、読ん

でいると本当に怒りに満ち満ちています。

ちよつとだけ分かりやすいところを御紹介しま
すが、情報の開示については、口頭でも、それか
ら文書でも警察本部に強く要請をしたけれども、
また公安委員長に対しても申し入れたけれども、
それがかなわなかったと。協力者等の住所、氏名
等はコピーやメモをせずに、併せて協力者等に對
し直接調査をしないのであればそれは見せてもい
いですよと言われたり、それから捜査員に対する
聞き取り調査をするときも、ほかの人を立ち会わ
せないように言ったのに、上席者を立ち会わ
せないと言われたり、捜査をさせないというふう
に制限をしたりというふうなことが行われているわけ
ですね。

こつこつた県の監査に対する不誠実な対応につ
いて、警察庁は通達を出したりして、きちんと対
応するようにというふうに行われているんですけ
れども、改めて通知をすべきじゃないですか。こ
の愛媛県警の県の監査に対する対応について、簡
単に、どのように思われるか、そして改めて指導
をやり直して、協力者にも会わせるようにすべき
ではないかと思えますが、いかがですか。

政府参考人（安藤隆春君） お答えいたします。
警察庁は、これまで各都道府県に対しまして監
査委員の監査に対してはできるだけ協力をするよ
うにと、具体的に言いますと、特段の支障のない

限り、捜査協力者の氏名などについても可能な限
り、まあこれは個別具体的に判断してということ
であります。監査委員に提示すべきものと考え
て指導してきたわけでありまして。

今御指摘の愛媛県警についてであります。一
点、最後の方の立会人を入れることについてとい
うことではありますが、これは監査委員会との最終
的な交渉で監査委員と話し合いが付きまして、これ
は立会人を入れるという協議が整ったということ
を御指摘をしておきます。

基本的にどつかということではありますが、先ほ
ど言いましたように、できるだけ協力するとい
うことであります。愛媛県につきましては、これ
はちよつと他県と特殊な状況にありまして、監査
委員の方から捜査協力者に直接聞き取りを行うと
いう申入れが、強い申入れが何回もされたとい
うことで、県警と監査委員の間でいろいろ協議が持
たれたわけでありまして、やはり県警としまして
は、現に捜査協力者に事情聴取がなされるとい
うことになれば、捜査協力者との協力関係が、こ
れまでの協力関係が損なわれる、あるいは今後の情
報提供の期待ができない状況となるなど多大な支
障が生じると判断しまして、捜査協力者の氏名を
開示しないなどの措置をとらざるを得なかったと
我々警察庁は報告を受けているわけでございます。
いずれにいたしましても、監査委員の監査に当

たつては、引き続き、愛媛県警ができるだけ、できる限りの努力を行うよう指導してまいる所存であります。

神本美恵子君 立会いの件は話合いが付いたといふふうにおっしゃいますけれども、これは上席者が立ち会っているために捜査員はいろいろ聞かれても本当のことが言えないというふうなことも言っているんですよ。ですから、話合いが付いたのは、本当はこれは監査委員、県の監査委員の方は所属の会計課職員だったらいいというふうにおっしゃっているのに、わざわざそうではない上席をそこに立ち会わせたとしようなこと、やむを得ず、やむを得ないと判断したというふうにこの報告書にはじみ出ているんですよ、悔しさが、県の監査委員のですね。

それともう一つ、協力者、協力者への聞き取りといいますが、直接面接をしてということについても、その捜査上の秘密だの協力者の保護だのっておっしゃいますけれども、そういったことで直接聞けないがために、県の監査委員は、ずっと調査の結果のところを読んでもみますと、全部語尾が、理解できる説明が得られなかったということが繰り返して出てくるんです。理解できる説明が得られなかった。何ら回答が得られなかった。捜査報償費の適正な支出とは言えないと。詳しい中身言えませんが、疑義が払拭できる説明は得られな

かった。各捜査協力者に対し交付した謝礼の額とも符合するものではなかった。不適切である。明確な回答は得られなかったという、もうこういう調査結果がずっと羅列され、記述されているわけですね。

そして、最後の結論に、協力者に対する金品の提供や協力者等との接触費については、適正に執行されているとも、違法又は不当な執行であるとも判断することができなかったという結論が出されております。これでは本当に、警察のこの不正経理問題でこのような監査に対する対応で疑義が払拭できる、あるいはここまで不正があつてこれは適切だったというふうなことを明確にできないんじゃないですか。

協力者に会わせるということをおっしゃいますか。

政府参考人(安藤隆春君) その前に一点、ちょっと私の表現が適切でなかったかもしれないので。

監査委員会との何回かのやり取りで話が付いたということを申し上げましたけど、そういう何回かの話合いのことで、我々の主張を引き続き申し上げましたところ、監査委員から特に異論がなかったということであるような対応を行ったというのがより正確な表現であると思しますので、訂正いたします。

それから、捜査協力者に会わせるということにつきましては、先ほど言いましたように、我々の警察活動の、とりわけ捜査活動の根幹に触れるところ、すなわち捜査活動に大きな支障を生じる懸念が大きいということで、この点につきましてはやはり事情聴取については実施すべきではない、捜査協力者に対する事情聴取については実施すべきでないという認識に変わりはございません。

神本美恵子君 内部調査でも駄目だし、県の監査でも駄目だと。

会計検査院が、じゃこれから検査をされると思えますけれども、そのときには協力者に、会計検査院は守秘義務もちろんありますでしょうし、協力者の保護というふうな面でも心配ないと思えますけれども、検査院は協力者に会うつもりはありますか。

質問が全然違ってごめんなさい、予告しているのと。

会計検査院長(森下伸昭君) 都道府県警察の捜査費の経理につきましては、昨年、検査を精力的に実施をいたしまして、決算検査報告に掲記をしたところでございます。

いろいろな検査の過程で必要があれば、そのような可能性も排除しないで臨んでいきたいというふうにご考えております。

神本美恵子君 時間が来ましたので。

警察庁には、是非協力者と県の監査が会えるようにという取組、これからお願いをしまして、終わります。

済みません、延びまして。

遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

今日、私、法務省、それから国土交通省に後ほど質問させていただきますが、最初、法務省関係で公正証書及び公証人制度の問題についてお伺いをしたいというふうに思っております。法務大臣、余り今日、私質問いたしませんけれども、しっかりと聞いていただいて、最後の方で前向きな御答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

五年前、約五年前ほどでありますけれども、強引な取立てで大きな社会問題となりました商工ローンの問題がございます。この際には、体を売れとか内臓を売れとか目玉を売れとか、そういう暴言を浴びせて脅し取るというやり方が横行いたしました。大きな問題になりました。現在ではこういった手法は、法務省の指導監督の強化もあつて影を潜めたというふうに私も聞いておりますけれども、その代わりと言ってはなんですけれども、最近問題になっておりますのは、この商工ローンや貸金業者あるいはやみ金融業者が、法務大臣が任命をする公証人が作成をした公正証書を武器にして債権の回収を行っているのではないかという問

題でございます。これはまあ行っていると云ってもいいと思います、裁判が多数起こされておりますので。

この公正証書というのは、大臣御存じのとおり、契約が真正に成立していることを証明する文書でございます。不動産の売買でありますとか金銭消費貸借の契約でありますとか、最近では遺言などに利用する方も多いという文書でございます。

この金銭貸借の契約の場合は、この公正証書が作られますと、ほぼ裁判所における確定判決と同じぐらいの強い効力を持つ法文書でございます。

特に、この公正証書の中に強制執行認諾約款、具体的に文言申し上げますと、本契約上の債務を履行しないときは直ちに強制執行に服するということ記載がありますと、貸金業者は裁判を起こすことなく債務者あるいは連帯保証人などの給与や預金などを差押えをすることができるとございます。

問題は、例えばこれは昨年の八月十九日付けの東京新聞に報道されておりますけれども、この報道の中で、商工ローン大手のSFCGという会社の元社員が証言をしております。どいうことを言っているかといいますと、連帯保証人契約に必要な書類は通常六から七種類重ねてあると。一番上が債務弁済契約書であると。この二枚目に公正証書の作成委任状を紛れ込ませて、保証人とか債務者が書類書きますと、カーボン紙でこの下に置

いてある委任状が作られてしまうと。当然、この書いた保証人あるいは債務者本人は、全くそれが作られたことに気付かないということ、こういうやり方でできると。しかも、当然押印も、押さなければいけないんですが、大体この貸す側の会社の担当者が、私がちゃんとして押しましようというところで相手の印鑑を借りて押すということをやることによって、契約者本人が気付かないうちに公正証書の作成委任状が貸金業者の手に残ると。それで、返済不能になった場合は、今度は代理人をこの貸金業者が立てて、で、委任状ありますからその委任状を持たせて、まあ後ほど御答弁あると思っておりますけれども、印鑑証明書持っていけば、この契約者本人がいなくても公証人が公証役場で公正証書を作ってしまうという問題があるわけでございます。

この印鑑証明書については、貸金業者はいつも実態上はいろんなことを言っているから、契約者本人から、後で必要になりますからちょっと複数くださいということを取ってしまいますから、後ほどこれまた議論したいと思っておりますけれども、代理人が本当に真正な代理人かということもこういうところでは非常に疑義があると私は思っておりますが、いずれにしても、そうやって、要は連帯保証人とか契約者が分からないうちに公正証書が作られて、しかしこれは有効な文書になってしま